

探偵業の業務の適正化に関する法律の一部改正について

探偵業の業務の適正化に関する法律の一部改正により、令和6年4月1日から届出証明書が廃止され、標識の掲
示義務が課されます。

改 正 内 容

○ 届出証明書の廃止

届出証明書の廃止に伴い、開始又は変更の届出に対して交付していた届出証明書は交付しません。

届出証明書再交付申請も廃止されます。

届出に係る手数料も廃止予定です。

○ 標識の新設及び掲示について

探偵業者は、自ら作成した「標識」を営業所に掲示するとともに、常時使用する従業者の数が5人以下である場合又は当該業者が管理するウェブサイト[※]を有していない場合を除き、ウェブサイト上でも掲示しなければなりません。

なお、標識の様式は探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則別記様式第4号で定められています。

※ 標識の「届出書の受理番号」や「届出書を提出した年月日」は法第4条第1項の届出書の提出に係るものです（開始届出の番号や日付）。

○ 届出証明書の交付を受けている探偵業者について

令和6年4月1日以降は届出証明書ではなく、標識を掲
示しなければなりません。

詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】

和歌山県警察本部 生活安全企画課

許可等事務審査室 探偵業担当

電話番号（代表） 073-423-0110



和 歌 山 県 警 察